

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

室蘭市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

室蘭市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。  
国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

## 評価実施機関名

室蘭市長

## 公表日

令和5年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者への保険給付並びに国民健康保険料の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</li> <li>③保険給付の支給に関する事務</li> <li>④一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>⑤保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務</li> <li>⑥保険料の徴収又は賦課に関する事務</li> <li>⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名管理システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>2. 保険料(税)賦課システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>3. 資格管理システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>4. 給付システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>5. 滞納整理支援システム</li> <li>6. 収納消込システム</li> <li>7. 口座管理システム</li> <li>8. 団体内統合宛名システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)資格異動ファイル</li> <li>(2)緩和措置異動情報ファイル</li> <li>(3)レセプト情報ファイル</li> <li>(4)高額療養費支給情報ファイル</li> <li>(5)国保療養費支給情報ファイル</li> <li>(6)出産育児一時金支給情報ファイル</li> <li>(7)葬祭費支給情報ファイル</li> <li>(8)食事差額療養費支給情報ファイル</li> <li>(9)賦課基本ファイル</li> <li>(10)介護基本ファイル</li> <li>(11)支援基本ファイル</li> <li>(12)賦課個人ファイル</li> <li>(13)期割情報ファイル</li> <li>(14)滞納処分ファイル</li> <li>(15)交渉記録ファイル</li> <li>(16)収納履歴ファイル</li> <li>(17)口座情報ファイル</li> </ul>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第24条各号</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120(別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(情報提供の根拠) 第1条各号、第2条第4,5,6,8,9,12,13,19号、第3条第5,6,7,9,10,12,13,14号、第4条各号、第5条第3,4,5,6,7,8,9,10号、第8条第1,2,3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1,2,3,4,5,6号、第20条第19,21号、第22条の2第2,3,4,5,8号、第24条の2第4,5,6,7,11,12号、第25条第2,3,7,10号、第31条の2の2第5,6,7,8,12,13号、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2,3,5,7号、第44条1,2,3,4,5,6号、第46条第1項第1,3,4,5,6,7号及び第2項、第49条第2号、第53条第1,2,5号、第55条の2第1,2,3,4号、第59条の3第1,2,3号(情報照会の根拠) 第25条各号、第25条の2、第26条</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</li> <li>・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 総務部総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 生活環境部保険年金課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	I-1-②	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者への保険給付並びに国民健康保険料の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する</p> <p>応答に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療</p> <p>証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥保険料の徴収又は賦課に関する事務</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者への保険給付並びに国民健康保険料の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する</p> <p>応答に関する事務</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療</p> <p>証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥保険料の徴収又は賦課に関する事務</p> <p>⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	事前	
令和2年8月1日	I-1-③	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム</li> <li>国民健康保険給付システム</li> <li>国民健康保険料システム</li> <li>滞納整理支援システム</li> <li>収納消込システム</li> <li>口座管理システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム</li> <li>国民健康保険給付システム</li> <li>国民健康保険料システム</li> <li>滞納整理支援システム</li> <li>収納消込システム</li> <li>口座管理システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> <li>宛名管理システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>保険料(税)賦課システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>資格管理システム(市町村事務処理標準システム)</li> <li>給付システム(市町村事務処理標準システム)</li> </ol>	事前	
令和2年8月1日	I-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第24条各号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条各号</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和2年8月1日	I-4-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,109の項(別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)第1条各号、第2条第2,3,5,7,8,9,10,11号、第3条第1,4,5,6,8号、第4条各号、第5条第2,3,4,5,6号、第19条各号、第20条第8,9号、第25条第3,7,8号、第33条第1号、第43条第3,5,7号、第44条各号、第46条第1項第1,2,3,4,6,7号及び第2項(情報照会の根拠)第25条各号、第26条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠)42,43,44,45の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)第1条各号、第2条第2,3,5,7,8,9,10,11号、第3条第1,4,5,6,8号、第4条各号、第5条第2,3,4,5,6,8号、第12条の3第1,2,3号、第15条第1,2号、第19条第1号、第20条第9,10号、第22条の2第2,3,4,5,6,8号、第24条の2第2,3,4,5,8,9号、第25条第2,3,4,5号、第31条の2第3,4,6号、第33条第1号、第43条第2,3,4号、第44条1号、第46条第1項第1,3,4,5,6,7号及び第2項、第49条第2号、第53条第1,2,5号、第55条の2第1号、第59条の3第1,2,3号(情報照会の根拠)第25条各号、第26条</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</li> <li>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	

